

乗って応援！みやぎ再発見の旅



●補助対象事業者

旅行会社

●補助要件

宮城県内周遊ツアーのうち

- ・令和5年10月1日から令和6年1月31日まで催行されるもの。
- ・宮城県内に事業所を有するバス、タクシー、レンタカー、旅客船事業者を用いたツアーであること。
- ・発地の出発時間から着地への到着時間までの時間が6時間以上であること。（※日帰り・宿泊は問わない。）
- ・宮城県内の観光施設（スポット）を2箇所以上含む行程であること。（※観光施設（スポット）の内容については、取扱マニュアルを参照すること。）

●補助金額

- ・ツアー造成補助（企画及び広報に要した経費（実費））
 - 1ツアーあたりの上限額：15,000円
 - 1社あたりの上限額：100,000円
- ・ツアー催行経費補助（上限額）
 - バス を活用したツアー：ツアー 1催行につき50,000円
 - タクシー を活用したツアー：タクシー 1台につき 5,000円
 - レンタカーを活用したツアー：レンタカー1台につき 5,000円
 - 旅客船 を活用したツアー：乗客 1名につき 1,000円

●申請手続き

※詳細については、取扱マニュアルなどを参照してください。

(1) 交付申請・変更交付申請（郵送）

<提出期限>

- 10月旅行分：9月25日（月）まで必着
- 11月旅行分：10月16日（月）まで必着
- 12月旅行分：11月15日（水）まで必着
- 1月旅行分：12月15日（金）まで必着

(2) 広報物データ提出（Eメール）

<提出期限>

出来上がり次第、直ちに

(3) 進捗状況報告（Eメール）

<報告期限>

翌月5日まで（前月分までの催行実績報告）

(4) 最終実績報告（郵送）

<報告期限>

令和6年2月8日（木）まで必着